２　本表は当期末を基準時として作成すること。外国投資信託の受益証券の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

３　「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位３位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

４　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧　外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⒀　法附則第３条の３第５項第１号ハ又は第２号ハに掲げる行為に係る業務の状況

①　設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

（注意事項）

⑿①の注意事項に準じて記載すること。